

社会福祉職・心理職・児童自立支援専門員職・児童生活支援員職  
・薬学職・保健師職・栄養士職・獣医師職・職業訓練指導員職

令和4年6月19日実施

教養考査の問題

令和2年度において都道府県労働局などに寄せられた労働相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は約8万件と9年連続で最多となった。また、令和3年4月に厚生労働省が公表した「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」によると、過去3年間に勤務先においてパワーハラスメントを受けたことがある人の割合は31.4%、セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合は10.2%であるなど、ハラスメント対策は喫緊の課題となっている。

労働施策総合推進法の改正により、令和2年6月から職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられた。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いが禁止されるなど、ハラスメント対策の強化が進められている。

そこで、次の問いに答えなさい。

問1 ハラスメントが発生する要因について、あなたの考えを述べなさい。

問2 働く人がお互いを尊重し、ハラスメントのない職場を実現するため、どのような取組みを行えばよいか、あなたの考えを述べなさい。